# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 2件

### 佐賀国民年金 事案 440

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年2月まで

昭和44年2月ごろに地区の役員から自宅で、国民年金に加入するように 勧められたが、サラリーマンの妻は加入しなくてもよいと聞いていたので、 いったんは加入を断った。しかし、近所付き合いもあるので、断り切れず 国民年金に任意加入した。毎月集金に来られ、当時は領収書を保管してい たが、昭和51年にA市に転居した際、市役所で年金手帳にこれまでの加入 状況を記入してもらったので安心し領収書等をすべて処分した。

社会保険庁の年金記録を調べてもらったところ、申立期間が国民年金に 未加入となっていることに驚いた。きちんと国民年金保険料を納付してい たはずなので納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同番号前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和48年3月に払い出されていることが推認でき、申立期間のうち44年2月を除く同年3月から48年2月までの期間については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となり、さかのぼって国民年金の被保険者となることができず、保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳、B市の国民年金被保険者名簿及び 社会保険庁の記録において、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和 48 年3月 10 日であることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間と なり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ せる事情も見当たらない。

さらに、申立期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 佐賀国民年金 事案 441

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

昭和 52 年 10 月ごろ会社を退職し、A市の採用試験を受けようと考えていたとき、国民健康保険と同時に国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを憶えているので、社会 保険庁の記録で申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年ごろ国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、A市、B市及び社会保険庁の記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、ほかに申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる形跡も見当たらない。また、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、申立期間の国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金の加入手続、国民年金手帳交付の有無及び国民年金保険料の納付方法についての記憶は曖昧であるため、国民年金への加入、保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。